

免許 番号	免許の内容となるべき事項				漁業権者
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置 制限又は条件	
共 第 143 号	第 1 種共同漁業	もずく漁業	1月1日から7月31日まで	南あわじ市潮崎から洲本市畑田川に至る間の地先	南淡漁協 沼島漁協
	〃	わかめ漁業	2月1日から7月31日まで	※	
	〃	あまのり漁業	11月1日から4月30日まで	漁場の区域	
	〃	ひじき漁業	11月1日から6月30日まで	次の点のうち A、ア、イ、ウ、エ、オ及び D を結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	
	〃	いぎす漁業	5月1日から9月30日まで	点の位置	
	〃	ふのり漁業	1月1日から6月30日まで	A 南あわじ市潮崎西端	
	〃	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	B 南あわじ市灘仁頃立岩頂上	
	〃	いがい漁業	1月1日から12月31日まで	C 南あわじ市灘漁港西防波堤基部中央	
	〃	かき漁業	1月1日から12月31日まで	D 洲本市上灘畑田川尻左岸	
	〃	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	ア A から264度2,000メートルの点	
	〃	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	イ A から220度1,500メートルの点	
	〃	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	ウ B から174度1,300メートルの点	
	〃	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	エ C から164度1,500メートルの点	
	〃	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	オ D から172度1,000メートルの点	
	〃	ばい漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	にし漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	いせえび漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	うに漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	たこ漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	えむし漁業	1月1日から12月31日まで		
	第 2 種共同漁業	いそ刺網漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	ます網漁業	1月1日から12月31日まで		
	〃	雑魚かご網漁業	1月1日から12月31日まで		

漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

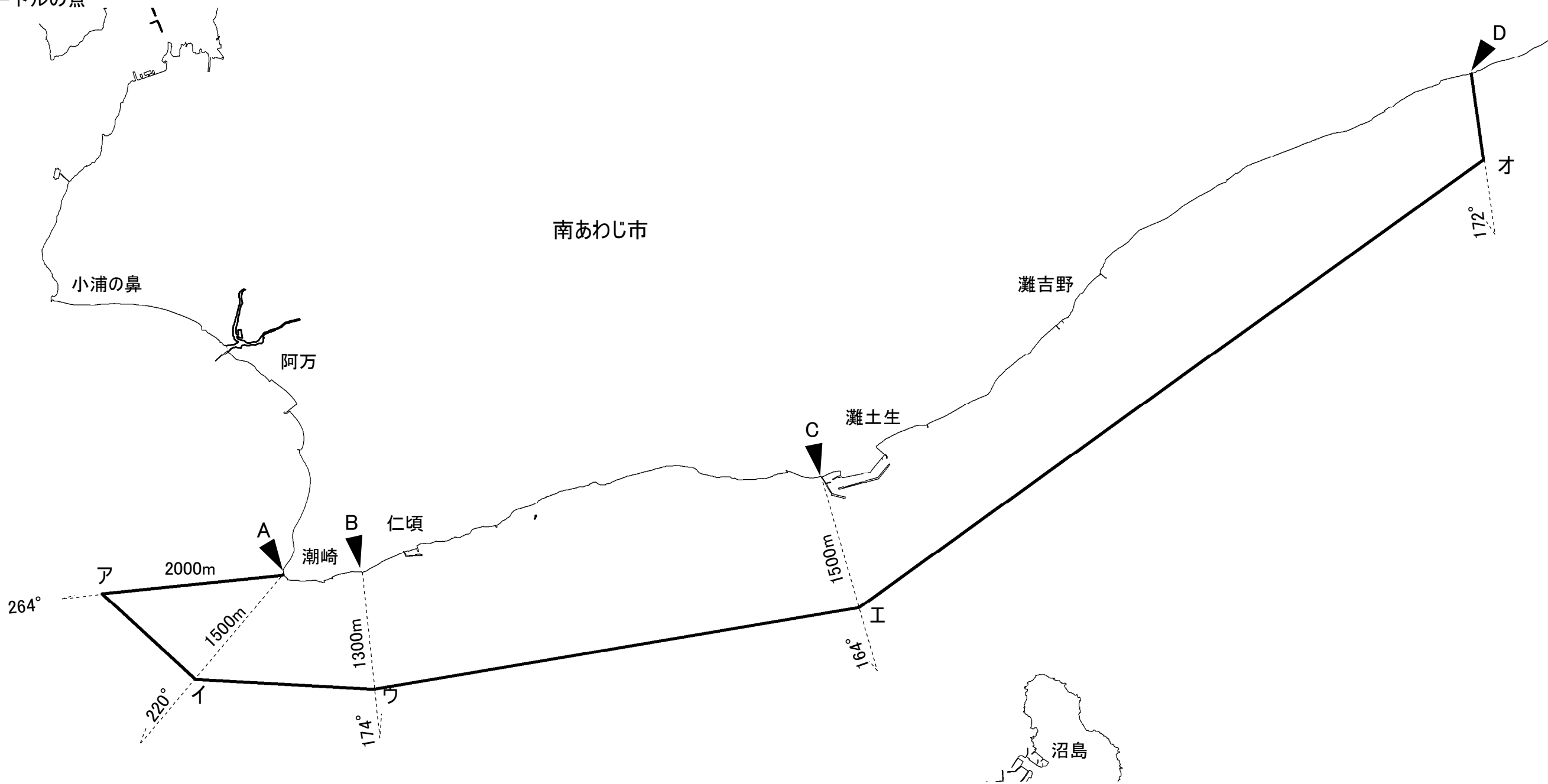
付記

※ 制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第 1 4 3 号
漁場の位置 南あわじ市潮崎から洲本市畑田川に至る間の地先
漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ、ウ、エ、オ及びDを結んだ線と最大
高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 南あわじ市潮崎西端
 - B 南あわじ市灘仁頃立岩頂上
 - C 南あわじ市灘漁港西防波堤基部中央
 - D 洲本市上灘畑田川尻左岸
 - ア Aから264度2,000メートルの点
 - イ Aから220度1,500メートルの点
 - ウ Bから174度1,300メートルの点
 - エ Cから164度1,500メートルの点
 - オ Dから172度1,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第 1 4 3 号漁場